

各教育・保育給付認定保護者の皆様

社会福祉法人 綾東保育園

## 令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和7年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

## 令和7年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和7年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっています。

（単位：円）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育（1号）認定		3歳児	222,571	222,571	222,571	222,571	223,461	222,571	221,811	221,811	221,141	226,141	221,141	236,051
		4歳児以上	202,061	202,061	202,061	202,061	202,951	202,061	201,301	201,301	200,631	205,631	200,631	215,541
保育（2号、3号）認定	短時間	0歳児	270,770	270,770	271,080	271,400	271,080	271,080	273,320	271,400	321,050	271,400	271,080	271,080
	標準時間		284,060	284,060	284,370	284,690	284,370	284,370	286,610	284,690	334,340	284,690	284,370	284,370
	短時間	1、2歳児	191,660	191,660	191,970	192,290	191,970	191,970	194,210	192,290	241,940	192,290	191,970	191,970
	標準時間		204,950	204,950	205,260	205,580	205,260	205,260	207,500	205,580	255,230	205,580	205,260	205,260
	短時間	3歳児	119,290	119,290	119,600	119,920	119,600	119,600	121,840	119,920	169,570	119,920	119,600	119,600
	標準時間		132,590	132,590	132,900	133,220	132,900	132,900	135,140	133,220	182,870	133,220	132,900	132,900
	短時間	4、5歳児	99,620	99,620	99,930	100,250	99,930	99,930	102,170	100,250	149,900	100,250	99,930	99,930
	標準時間		112,920	112,920	113,230	113,550	113,230	113,230	115,470	113,550	163,200	113,550	113,230	113,230

\*上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。